

# リージョンプラザ上越・上越科学館 指定管理者募集要項

令和8年7月

新潟県上越市

指定管理者制度は、市が指定する民間事業者等に、施設の管理業務を代行する制度で、民間事業者等が有する発想やノウハウを活用し、サービスの向上と管理経費の縮減を図るものである。

リージョンプラザ上越及び上越科学館は、令和 9 年 3 月 31 日をもって 5 年間の指定管理期間が満了するため、令和 9 年 4 月 1 日以降の管理を代行する指定管理者を募集する。

なお、リージョンプラザ上越及び上越科学館は施設が隣接していることから、効率的な施設運営や経費の縮減を目的として、一体的に指定管理者の募集を行う。(いずれか一方のみの応募は認めない。)

## 1 応募対象者

次の条件のいずれにも該当する法人その他の団体（個人を除く。）

(1) 法人その他の団体又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 国税又は地方税を滞納している者
- ⑤ 過去 3 か年のいずれの期においても債務超過である者
- ⑥ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者
- ⑦ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体である者

(2) 法人にあつては本社又は営業所が、法人以外の団体にあつては活動拠点が上越市内にあること。ただし、応募時に営業所等が市内に配置されていない場合でも指定管理業務の開始時までには配置できる場合は可とする。

### <共同応募について>

- ・ サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人その他の団体（以下「法人等」という。）により構成される共同体による申請（以下「共同応募」という。）を可とする。この場合は、申請時に共同事業体を結成し、代表団体（他の団体は構成団体とする。）を定めること。また、1 (1)の条件は、すべての構成団体が満たす必要がある。
- ・ 単独で申請する法人等は、他の共同応募の構成団体となって申請することはできない。また、共同で申請する法人等は、他の共同応募の構成団体となり、又は単独で申請することはできない。なお、申請書類提出後の代表団体及び構成団体の変更は原則認めない。
- ・ 共同応募の場合、市と指定管理者の協定の締結に当たっては、共同事業体の構成団体全てを協定当事者とする。選定後の協議は、代表団体を中心に行うが、協定に関する責任は、共同事業体の構成団体全てが負う。
- ・ 共同応募にあつては、代表の本社、営業所又は活動拠点が上越市内にあることとする。ただし、応募時に営業所等が市内に配置されていない場合でも指定管理業務の開始時までには配置できる場合は可とする。

## 2 対象施設

- (1) 名称 リージョンプラザ上越・上越科学館
- (2) 所在地 上越市下門前 446 番地の 2
- (3) 施設概要 別添「リージョンプラザ上越の概要」及び「上越科学館の概要」のとおり

### 3 指定管理者が行う業務

- (1) 施設及び設備の維持管理並びに安全対策に関する業務  
施設設備の維持管理等、快適かつ安全に施設を利用していただくために必要な業務
- (2) 使用許可に関する業務  
施設の使用許可や利用料金の収納業務等、利用に対応する業務
- (3) 利用者への対応に関する業務  
窓口対応、各種問い合わせの対応、要望・苦情、トラブル対応業務
- (4) 企画提案業務
  - ① リージョンプラザ上越施設管理運営業務仕様書及び上越科学館施設管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）で市が指定した業務のうち、その内容について指定管理者が企画提案した業務
  - ② 仕様書で市が指定した業務以外で、施設の設置目的に合致している事業
- (5) その他  
利用統計、市への報告事務、会計事務及び労務管理に関する事務等管理運営上必要な内部の業務  
※ 詳細は仕様書による。

### 4 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 か年間）

### 5 指定管理料

- (1) 指定管理料の額の決定  
指定管理料（委託料）は、当該施設の管理にかかる経費の一部を市が負担するものであり、算定の基本的な考え方は、指定管理者が当施設を管理するために必要なすべての経費から当施設の管理で得られる収入（利用料金等）を差し引いた額を基礎として、市が指定する指定管理料基準額の範囲で応募者が提案する。  
指定管理者に指定された対象者は、提出した事業計画書に提示した委託料の額を基本に、市と協議の上、協定を締結する。  
※ 指定後に、施設の利用状況に応じて、開館時間や休館日等の管理形態の見直しが必要となった場合、協議の上、指定管理料を見直す場合がある。  
※ 指定管理料基準額には消費税 10%が含まれる。  
※ 指定管理料基準額には、適正利益が含まれる。

- (2) 指定管理料基準額

| 施設名        | 基準額            |
|------------|----------------|
| リージョンプラザ上越 | 1, 112, 550 千円 |
| 上越科学館      | 349, 745 千円    |
| 計（5 年間）    | 1, 462, 295 千円 |

(3) 物価等スライド制度の導入

昨今の物価高騰や労務費の上昇を受け、上越市では、指定管理者が安心して施設運営を継続できるよう「物価等スライド制度」を導入する。

本制度は、賃金・物価の変動に伴う管理運営コストの上昇を指定管理料へ適切に反映させるものであり、これにより、コスト増のリスクを指定管理者のみが負うのではなく、上越市と適切に分担することで、事業の継続性と安定性の確保を図るものとする。

※ 物価等スライド制度は、現在導入に向けて準備を進めている段階であり、詳細は決定した指定管理候補者と協議の上決定する。現時点での案は以下のとおりであり、今後変更になる場合がある。

【スライド制度（案）】

① 対象経費

施設運営にかかる支出計画額のうち、労務費、原材料費、エネルギーコストを対象とする。

② リスク負担

各経費の±1%（指定管理者が負担するリスクとして設定）を超える変動率が見られた場合に、支出計画額において変動を反映する。

③ 指定管理料の提案

現在、スライド制度の導入に向けた準備を進めているため、令和 9 年度の指定管理料基準額には物価等の影響を考慮した金額を算定しているが、令和 10 年度以降の指定管理料基準額には物価等の影響を考慮していない。このため、指定管理料の提案に当たっては、物価等の影響を令和 10 年度以降は考慮しない額で提案すること。

④ 指定管理料の決定

候補者を選定した後、改めてスライド制度の導入について協議し、物価変動等の影響を考慮した指定管理料を算定し、協定を締結する。

⑤ 精算

毎年度、労務費、原材料費、エネルギーコストの実際の変動率に対し、リスク負担を考慮の上、精算する。

(4) 照明 LED 化工事及び休館日の見直しに伴う指定管理料の精算

令和 8 年度に行うリージョンプラザ上越の照明 LED 化工事及び上越科学館の休館日の見直しに伴い、支出額の減額が見込まれることから、必要に応じて指定管理料の精算及び指定管理料の見直しを行う。

## 6 説明会の開催

(1) 日時 令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 2 時から 2 時間程度

(2) 場所 リージョンプラザ上越 1 階会議室

※ 希望者は、令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 5 時までに上越市教育委員会事務局スポーツ推進課へ E-mail (sports@city.joetsu.lg.jp) で申し出ること。2 人以内の出席とする。なお、「14 配

布資料」(指定管理者募集要項、管理運営業務仕様書、施設の概要、指定管理者指定申請書、事業計画書及び収支計画書)について、説明会当日持参すること。

※ 説明会に参加しない場合であっても、指定管理者への応募は可能とする。

## 7 募集要項の内容についての質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

#### ① 期限

令和 8 年 9 月 7 日 (月) 午後 5 時まで

#### ② 受付先

上越市教育委員会事務局スポーツ推進課

〒942-8563 上越市下門前 1770 番地

E-mail: sports@city.joetsu.lg.jp

#### ③ 方法

E-mail (任意様式)

### (2) 質問の回答

#### ① 最終回答期日

令和 8 年 9 月 14 日 (月) ※受け付けた質問から順次回答

#### ② 回答先

市ホームページで回答

## 8 提出書類

次の書類を 1 部提出すること。

### (1) 指定管理者指定申請書

### (2) 事業計画書及び収支計画書

### (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

### (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書。法人格のない団体にあっては、その構成状況を表す書類

### (5) 経営状況に関する書類 (過去 3 年分の会計年度のものを添付すること。)

- ・ 会社法法人は、貸借対照表及び損益計算書
- ・ その他の団体は、貸借対照表に代わる書類及び収支計算書

### (6) 誓約書

### (7) 共同事業体構成書及び共同事業体協定書兼委任状 (共同応募の場合)

## 9 応募書類の受付期間及び提出先

### (1) 受付期間

令和 8 年 7 月 27 日 (月) から令和 8 年 10 月 13 日 (火) までの閉庁日を除く各日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (郵送の場合は、令和 8 年 10 月 13 日 (火) 午後 5 時必着)

### (2) 提出先

上越市教育委員会事務局スポーツ推進課 (〒942-8563 上越市下門前 1770 番地)

## 10 審査要領

### (1) 基本的事項

指定管理者の選定に当たっては、次の項目に該当する者のうちから、最適な者を候補者として選定する。

また、次の項目に明らかに該当しないと認められるものは、審査対象外とする場合がある。

- ① 申請者から提案された事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- ② 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 審査方法

- ① 選定の審査を厳正かつ公正に行うため、指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を選定する。
- ② 審査は、応募書類及び応募者によるプレゼンテーションを基に行う。
- ③ プレゼンテーションは、令和8年10月29日（木）に実施を予定しており、詳細は別途通知する。
- ④ プレゼンテーションの出席者は、3人以内とする。
- ⑤ プレゼンテーションの実施時間は、各応募者につき、プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分程度とする。
- ⑥ プレゼンテーションは、事業計画書及び収支計画書に基づき行うこととし、追加資料の配布は認めない。
- ⑦ プレゼンテーション及び審査は、非公開とする。

(3) 審査基準

| 区分 | 審査項目             | 主な審査の視点                                                                                               | 配点  |
|----|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 共通 | 施設の適切な管理         | ・施設の平等な利用の確保が保てるか。<br>・施設の目的を理解し、効率的な管理運営が可能か。<br>・業務内容に見合った職員雇用であるか、人員配置が適切か。<br>・安全対策及び個人情報の管理が適切か。 | 25点 |
|    | サービスの向上          | ・サービス向上のためのアイデア・具体策は適切か。                                                                              | 20点 |
|    | 管理の安定            | ・申請者の設立目的と体制はどうか。<br>・事業の継続性が保たれているか。                                                                 | 10点 |
|    | その他加点            | ・施設管理業務以外の事業又は活動で、施設の管理運営に生かせるものはあるか。<br>・地域振興に貢献する内容であるか。                                            | 5点  |
| 個別 | リージョンプラザ上越に関する提案 | ・利用促進が図られる具体策はどのようなものか。<br>・企画提案事業は効果的なものであるか。                                                        | 10点 |
|    | 上越科学館に関する提案      | ・利用促進が図られる具体策はどのようなものか。<br>・サイエンス事業は効果的なものであるか。                                                       | 10点 |
| 共通 | 経費の縮減            | ・指定管理料基準額と提案額の差はどうか。<br>・提案額は、適正な積算に基づくものであるか。                                                        | 20点 |

(4) 候補者の選定方法

候補者の選定方法は、指定管理者選定委員会の各委員の採点結果の合計点を評価する方法（得点方式）及び各委員の評価順位を評価する方法（順位方式）を併用する。

- ① 候補者は、得点方式による全委員の平均点が 100 点満点中 60 点以上の評価があった者の中から選定する。
  - ② 得点方式で得点が最も高い者かつ順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価された者を候補者とする。
  - ③ ②により両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、それぞれの方式の該当者の中から委員の協議により候補者を選定する。
  - ④ 応募者が 1 者のみの場合であっても評価は実施し、その結果において、60 点以上の評価があった場合は、当該応募者を候補者として選定する。
  - ⑤ 候補者に選定された者が辞退し、又は、協定締結時までに応募対象者の条件を満たさなくなった場合は、①から③までの評価により順位付けられた上位の者から順に候補者として選定する。
- ※ 審査の結果により 60 点に満たない評価である場合は、候補者を選定しないことがある。

## 11 選考結果のお知らせ

選考結果は、議会の議決を受けた後（概ね 12 月下旬）に決定し、その後、候補者と市との間で協定を締結する。

議会における審議に当たり、応募者の名称や採点結果等について公表する場合がある。

## 12 施設の管理

施設の利用料金等は指定管理者の収入とする。（利用料金制度）

指定管理者は、市からの指定管理料（委託料）と利用料金等の収入をもって施設を管理する。

## 13 指定管理者の指定申請に係る留意事項

- (1) 事業計画書の内容が、新たな費用の発生を伴うものであるときは、その費用は全額応募者の負担とする。
- (2) 申請書類提出後は、提出書類の内容を変更することはできない。
- (3) 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (4) 申請に係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- (5) 申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。（書式任意）
- (6) 申請書類は返却しない。
- (7) 申請書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、市は指定管理者の決定等を公表する場合その他市が必要と認める場合は、申請書類の内容の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (8) 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
  - ① 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
  - ② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (9) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

## 14 配布資料

- ・指定管理者募集要項

- ・リージョンプラザ上越施設管理運営業務仕様書及び上越科学館施設管理運営業務仕様書
- ・リージョンプラザ上越の概要及び上越科学館の概要
- ・指定管理者指定申請書
- ・事業計画書及び収支計画書
- ・誓約書
- ・共同事業体構成書及び共同事業体協定書兼委任状（共同応募の場合）

## 15 問合せ先

＜公募に関する全般的な内容及びリージョンプラザ上越に関する内容＞

上越市教育委員会事務局スポーツ推進課 担当：田中、高橋

〒942-8563 上越市下門前 1770 番地

電 話：025-545-9257

E-mail：sports@city.joetsu.lg.jp

＜上越科学館に関する内容＞

上越市教育委員会事務局社会教育課 担当：北澤

〒942-8563 上越市下門前 1770 番地

電 話：025-545-9245

E-mail：shakaikyouiku@city.joetsu.lg.jp